

船舶担保権者の権利行使と法的責任(上)

弁護士
三井住友銀行法務部
瀬野克久
森田晃徳

近時においては、中国を中心とする原材料、製品の荷動きの活発化、船舶不足、船舶運賃の高騰に伴い、船舶売買、船舶の製造発注が活発化している。これに伴い、従来船舶ファイナンスに消極的であった国内の銀行、リース会社、外国の銀行等が積極的に船舶ファイナンスを実施している。

国内のファイナンスにおいては、これまでのところ担保権者が担保権の管理や実行の局面において、設定者または第三者に対して契約不履行責任や不法行為責任を負担する事例は多くなく、これらの法的責任が特別な問題として採り上げられることもあまりない。

船舶ファイナンスにおいては、担保権者が様々な局面で契約不履行責任や不法行為責任を追及される余地があることから、特段の留意が必要と言える。本稿は、主にパナマ法について議論されたり、英国の判例において争点となった船舶担保権者（以下「Mortgagee」という）の法的責任を分類し、紹介することにより、読者にこの点の理解の端緒を提供しようとするものである。また、他方で、ファイナンスに過剰な法的責任を押し付けるべく、一部においてなされているレンダーズライアビリティの議論、ならびに権利行使にあたりMortgageeに厳格な注意義務を機械的に課する考えに対しては、船舶という動産の特性や担保権に基づく権利行使の正当性・必

要性という観点から、反論も試みたい。

本号では、まず問題の所在を明らかにした上で、パナマ船籍の船舶を取得するパナマ会社にファイナンスを行う事案をベースに、Mortgageeによる船舶担保権（以下「Mortgage」という）の権利行使の過程を鳥瞰する。そして、次号においては、権利行使の各過程で、Mortgageeが負担し得る法的責任を分類・紹介する。

なお、本稿で述べる見解はあくまでも筆者らの私見であり、筆者らの関与する組織または属する組織の見解を示すものではないことをあらかじめ付言する。

一 問題の所在

1 船舶ファイナンスの特色

冒頭で言及した通り、国内のファイナンスにおいて担保権者の法的責任があまり問題として採り上げられないのは、次の事情によるものと考えられる。ま

ず、担保権者が法的責任を負う局面として、担保保存義務に違反した場合や、担保権者が権利を濫用して担保物の価値を毀損することにより、設定者や利害関係人の権利を侵害する場合は考えられるが、担保保存義務違

反については、国内ファイナンスの場合、保証人などの利害関係人との契約上、担保権者の免責が謳われることで回避されていると言える。他方、権利の濫用という意味でも、多くの場合、担保権者は設定者の同意が前提となる担保物の任意売却により債権回収を図る上、担保権の実行が必要な場合においても、自力救済は認められず、基本的に裁判所が関与するため、担保権者による権利濫用が発生しにくい。また、担保権者が直接担保物を占有・管理する局面は少なく、担保物の価値を毀損

目次

一 問題の所在

- 1 船舶ファイナンスの特色
- 2 パナマ法と英国法に関する議論の実益

二 担保権者 (Mortgagee) による権利行使の過程

- 1 船舶ファイナンスにおける担保
- 2 デフォルト事由発生前 (信用不安発生前・契約違反前) — 担保権の保全
- 3 デフォルト事由発生時
- 4 デフォルト発生時 —

する事例は限定されていることも一因であると考えられる。さらに、例えば不動産の賃借人と抵当権者の利害の競合などに対しては、民法・借地借家法等が整備されているし、担保権の管理・実行に適用される法律という観点から見ても、通常は担保物が国境を越えて移動することは少なく、外国法が絡むことは少ない。

一方、船舶ファイナンスの場合はいくらと事情を異にする。まず、Mortgageの管理・実行に適用される法律は何かという観点から考えると、対象船舶は

Mortgageの実行

(以上本号)

三 権利行使の過程の各局面においてMortgageに発生し得る法的責任

- 1 デフォルト事由発生前
 - 2 デフォルト発生時①—船舶の占有取得・運航
 - 3 デフォルト発生時②—アレスト
 - 4 デフォルト発生時③—私的売却
 - 5 司法手続による競売
- 四 終わりに
(以上次号掲載予定)

常時領海を越えて移動することから、適用法は、船舶の登録国法たるパナマ法を始め、船舶の所在地法、法廷地法、Mortgage設定契約の準拠法など多岐にわたることになる (これらの適用法を決定するルールとしての国際私法や法廷地法は紛争が発生して法廷地が定まるまで確定しない。よって、現実にはあらかじめ適用法を特定することは難しい)。また、Mortgageの実行方法には、司法手続に基づいた船舶の競売のみならず、Mortgageによる船舶の占有取得運航や私的売却などの自力救済も含まれることから、Mortgageによる権利濫用の機会が必然的に増えることになる。さらに、Mortgageと利害関係人の権利の競合について、優先関係を定めた統一的な法規範は見当たらず (注1)、仮にある法域においてそのような法規範が存在したとしても、法廷地の裁判所が実際に当該法規範を常に適用するとは限らないという限界がある。

定まらないという問題を惹起するばかりではない。船舶特有の先取特権や海事請求権が各国ごとに定められていることを考慮すると、対象船舶について多種多様の利害関係人を生起させる要因となり、ゆえに担保権者がMortgageの管理・実行の局面で法的責任を追及される機会はその分増えることになる。

しかしながら、実際のファイナンスの現場においては、ファイナンスサーがMortgageの設定を受けるにあたり、このような法的責任の余地を特別に意識していない。なぜならば、Mortgageは船舶ファイナンスにおいて不可欠なものであり、法的責任を回避するために担保設定を受けないというわけにはいかないからである。また、最新の造船技術が結晶し、巨大かつ堅牢な構造物となった船体を目の当たりにしたとき、Mortgageの管理や実行に伴う法的リスクにまで配慮が及ばないのが人情というものである。さらに、船舶の場合、その所有権やMortgageの登記制度が整備されて

いることから、Mortgageは国内ファイナンスの不動産担保と同等なものという期待を無意識に抱いてしまっても無理はない。

とはいえ、ファイナンスとしては、Mortgageの権利行使の過程で、その取扱いを誤れば債権回収が図れないばかりか、利害関係人に法的責任を負う余地があること、そのためにMortgageの権利行使は、想像以上に制約があることを理解しておく必要がある。

2 パナマ法と英国法に関する議論の実益

前述の通り、対象船舶に適用される法律が船舶の移動とともに変化することを考慮すると、パナマ法や英国法のみをベースに議論することは、決して体系的な理解を提供するものではない。しかしながら、本稿で議論する事項は、①Mortgageの成立・効果、②Mortgageの実行手続、③船主や利害関係人に対するMortgageの契約不履行や不法行為に関する事項であり、

大雑把に言うと、①については登録国法としてのパナマ法(注2)、②および③のうち不法行為については、損害の発生地や財産の所在地として、対象船舶が現に所在する地の法(11多くの場合、後述のアレスト手続にかかる法廷地の法)(注3)(注4)、③のうち契約不履行についてはMortgage設定契約上、通常準拠法と指定されるパナマ法が、それぞれ準拠法として選択されるものと整理できる。

1 担保権者 (Mortgagee)

1 船舶ファイナンスにおける担保

パナマ船籍の船舶を取得するパナマ法人(以下「船主」という)にファイナンスを行うケースでは、通常、担保として船主よりいわゆる「三種の神器」の差入れ、すなわち、①対象船舶に対するMortgageの設定、②保険金請求権の譲渡 (Assignment of Insurance)、③備船料債権の譲渡 (Assignment of Charter-

そして、対象船舶が現に所在する地の法や法廷地法については、シンガポール・香港など主要な海運国(地域)や船舶の寄港地となり得る国(地域)の法が英国法の系譜を汲むことを考慮すると、適用法が英国法となる事例は多いという前提も可能と解される(注5)。

以上のことから、本稿において、パナマ法と英国法を基礎として議論することは、十分に意義を持つものと考えられる。

2 譲渡予約 (Assignment of Charterparty)

譲渡予約 (Assignment of Charterparty) を受ける。また、多くの場合、船主の日本の親会社より保証書の差入れを受けることで、さらなる信用補完を得る。

2 デフォルト事由発生前 (信用不安発生前・契約違反前) — 担保権の保全

Mortgageeは、これらの担保権を保全するため、一般的に

Mortgage設定契約の誓約条項 (コベナンツ) において、様々なモニタリング措置を規定するとともに、対象船舶や契約関係にかかると重大な変更については、事前にMortgageeの承諾を得ることを船主に義務付ける。

このような船主の事前承諾権の対象には、主要なものとして、船舶の構造・種別・運用方法(備船先)の変更、船舶の譲渡、後順位Mortgageの設定等の処分、保険契約の変更、保険金請求権の譲渡、備船料債権の変更、備船料債権の譲渡などが含まれる。

デフォルト事由が発生していない時点では、Mortgageeは担保権の実行ができないが、定期的に船主や対象船舶の状況についてモニタリングを行い、事前承諾権の行使により事態の悪化を防ぐことで、担保権の保全を図る。

3 デフォルト事由発生時

Mortgageeは、船主との金銭消費貸借契約 (Loan Agreement) やMortgage設定契約書

において、通常、船主の信用不安の発生、船舶の全損（実際に全損しないまでも、全損と同様の影響をもたらす拿捕、拘留、行方不明等の推定全損を含む）およびコベナンツ違反等をデフォルト事由として定める。デフォルト事由が現実に発生した場合でも、それが、当然にデフォルトの効果を生じる「当然デフォルト事由」に相当する場合を除き、Mortgageeのデフォルト宣言があるまでは、潜在的なデフォルト状態が存続するのみとなる。

このような段階では、Mortgageeは、対象船舶からの将来の収益のすべてを包括的に譲り受けたり (Assignment of Earnings) Mortgageの実行のために必要な書面等を用意するなどの実行準備に着手する。また、Mortgageeは、Mortgage設定契約書において付与された権限に従い、船主が適切な保険を付保しない場合に、必要に応じて船主の承諾なく船舶保険契約を締結することができる。同様に、船主が対象船舶の検査、修

繕を実施しない場合は、堪航能力や船級を維持するために、船主の承諾なく必要と思われる修繕、検査をすることができる。さらに、船主が、船舶先取特権者など、対象船舶をアレストできる権限を有する債権者に対して支払を遅延する場合においても、Mortgageeは、必要に応じて当該先取特権にかかる債権について船主の承諾なく立替払いすることができる。なお、これらの権限の行使に伴う出費については、通常立替金の償還請求権がMortgageの被担保債権として規定されることから、最終的にはMortgageの実行により回収することになる。

4 デフォルト発生時 Mortgageの実行

a 船舶の占有取得・運航権
Mortgageeのデフォルト宣言等により、正式にデフォルトとなつた場合というのは、船主が信用力を著しく悪化させている状態がほとんどであり、通常であれば、船主に対象船舶の運航管理を引き続き良好に維持する

ことをもはや期待できない。このような場合、対象船舶のメンテナンスは後回しとなつて、堪航能力が維持されず、担保物としての船舶の価値が毀損するほか、備船者に備船契約の解除事由を与えることになる。そして、現実に備船契約が解除されてしまえば備船料収入が途絶えることになる。このため、Mortgageにとつては、デフォルト発生時において、対象船舶の占有を取得し、船主から運航管理権を奪う権利は重要になる。

英国法においては、Mortgageeが、担保物の保全や、収益による弁済充当を目的として、担保物を占有し、その管理を行うことが、Mortgage実行方法の一つとして認められている。パナマ法は大陸法系に属するものの、この英国法の概念を採り入れ (注6)、Mortgage設定契約書上、占有取得・運航を可能とする旨の合意を明記した場合は、Mortgageの実行方法としてそのような権利行使を許容する (注7)。このため、通常

Mortgage設定契約書上には、この船舶の占有取得・運航の権利が規定される。

占有取得・運航権の行使においては、Mortgageeが、現実には、船主から対象船舶の占有を取得し、自己が選任した船長・船員等を乗船させることになるが (actual possession)、船主がこれを拒む場合には後述のようなアレストを行い、裁判所に運航の差止めを申し立てることにより強制的に対象船舶の引渡しを受け、actual possessionによらなくとも、占有改定と類似の方法で、従前の船長・船員、船舶管理会社、保険会社、備船者、船荷証券の所持人等に対して、爾後従前の船長・船員がMortgageeの代理人として、Mortgageeのために対象船舶を占有し運航させることを通知する方法もある (constructive possession)。

なお、パナマ法は、占有取得・運航を行うMortgageeに対して、三カ月ごとまた運航の終了時に船主に対して運航の決算

を行う義務を法文上定めており(注8)、Mortgageeの一般的な適用法令上の手続的な義務を果たすことが必要になる。

b 備船契約の地位の譲渡

以上の船舶占有取得・運航権により、Mortgageeは、備船料収入の途絶を回避し得る手段を得ることになるが、これで備船者による備船契約の解除を常に阻止できるわけではない。備船者としては、船主による備船契約不履行を理由に、Mortgageeが対象船舶の占有を取得する以前に備船契約を解除し得るし、備船契約上、船主の変更が契約解除事由となっている場合は、Mortgageeの占有取得・運航により、備船者は解除権を得ることにもなるからである。Mortgageeの占有取得・運航権は、備船者に、Mortgageeを相手に引き続き備船契約を履行する義務までを負わせるものではないと言える。

そこで、多くの場合、Mortgageeはファイナンスに際して、備船契約の地位譲渡予約を船主および備船者とあらかじめ

合意し、船主のデフォルト時には、Mortgageeが備船契約上の船主の地位を自己または自己の指定する第三者に譲渡させることができる旨、そしてその場合には、備船者は備船契約を解除できない旨などを定める(Assignment of Charterparty)。

ファイナンスの当初に、船主および備船者との間でこのような合意がなされていた場合は、デフォルトの発生により、備船契約の地位を実際に第三者に譲渡することにより、備船契約の存続が図られることになる。

c アレスト

デフォルトが発生し、最終的にMortgageの実行として対象船舶の売却を行うためには、Mortgageeが対象船舶を自己の管理下に置く必要がある、この点は不動産担保と性質を異にする。売却に先立ち、前述のような船舶の占有取得・運航を経由している場合には、売却の時点で既にMortgageeは対象船舶の占有管理を確保していることになるが、それ以外の場合には司法手続を通じて、強制的に対象

船舶の運航を差し止め、Mortgageeや裁判所の管理下に置く必要が生じる。このように、司法手続により船舶の自由航行権を剥奪する措置をアレストとい

い、日本においては、民事執行法上の原則的取上執行(民事執行法一四條、一八九條)、保全的引渡命令(民事執行法一五條、一八九條)、船舶仮差押え(民事保全法四八條)、保管人による船舶の保管(民事執行法一八九條、一一六條四項)などの手続がこれに当たる。

d 司法手続による売却、私的売却、任意売却

Mortgageの実行は究極的には対象船舶の売却によってなされるが、売却による実行方法として、①司法手続による売却、②私的売却および③任意売却がある。

① 司法手続による売却 (Sale by Judicial Proceedings)

司法手続による売却とは、通常対象船舶が現実に所在する地域(通常は、アレストを受けた地)の管轄裁判所が、Mortgage

に基づいて、当該法廷地の執行手続法に従って行う競売を意味する。

この手続においては、パナマ法上(注9)も、英国判例上(注10)(注11)も対象船舶に付着している一切のMortgage、船舶先取特権等の権利が競売により消滅するので、買受人にとっては好条件の実行方法となる。しかしながら、Mortgageeにとっては、競売申立て時に執行費用として相当額を執行裁判所に予納する必要がある、手続終了までに長期間を要するなどの難点がある。執行費用や所要期間は、法廷地、船舶の種類・トン数、その他各種事情により大きな差異がある(注12)。

なお、大多数の国では、物権準拠法にかかる国際私法の一般原則(注13)や国際礼讓の観点(注14)から、船舶の登録国で有効に成立した外国籍船舶のMortgageの効力を認めて競売を行う。しかしながら、必ずこのような一般原則が適用されるとは限らず、登記されたMortgageに優先して自国の一般債

権を取り扱った事例も過去にあったことから(注15)、司法手続による売却の着手にあたり、法廷地の国際私法の検証は肝要となる。

また、法廷地の手続法上、競売手続に必要な申立書類として、パナマのMortgage)について用意できないものを定める場合(例:法定の担保権疎明書類等)や、入手困難なものを定める場合(例:被担保債権にかかる判決等の債務名義等)には、それらが手続上の障害となり、競売の実施に支障を来す場合もあることから、法廷地の手続法の確認も必要となる(注16)。

② 私的売却 (Private Sale)
私的売却 (Private Sale)とは、司法手続を経ず、司法機関の関与なく、Mortgageが対象船舶を売却し、その売却金をMortgageの被担保債権に充当する手続をいう。私的売却においては、後述の任意売却と異なり、Mortgageは対象船舶の処分権限を有して売却を行い、売却先や売却条件について船主の承諾が不要であり、売買契約や

決済・引渡しにおいても船主の関与を要しない。もともと、この私的売却は英国法上捺印証書に基づくMortgage)について認められる権利行使の方法である(注17)、パナマ法においても、Mortgage設定契約書上において、私的売却が可能となることを明示的に規定した場合に、Mortgageの実行方法の一つとして認められる(注18)(なお、英国法においては、このような契約上の明示の要件はない)。

私的売却の場合、司法手続の場合と比較して執行費用がかからず、短期間で売却が可能となる。しかしながら、私的売却はあくまでも私人間の船舶の売買にほかならないことから、パナマ法上(注19)も、英国法上も、対象船舶に付着している船舶先取特権や他のMortgageは消滅せずそのまま存続することになる(注20)。したがって、これらの負担の付いた船舶を取得する買受人が、売買価格のデイスカウントを求めたり、売却に当たってMortgage)に対して瑕疵担

第3版

事例に学ぶ 金融機関の債権償却

自己査定時代の実務指針

高橋俊樹 [著] A5判・上製・380頁・定価3,780円(税込)

ベテラン実務家による詳細かつ具体的な債権償却実務手引書の決定版

- ◆ 待望の第3版
法人税法、法人税法施行令、法人税基本通達をはじめ、商法、商法施行規則等、償却実務に必要な法改正に完全対応した待望の最新版。
- ◆ 最新検査マニュアルに完全対応
平成15・16年に改正をみた金融検査マニュアルの自己査定実務の修正を織り込む。融資、審査、資産査定担当スタッフはもとより企画・支店管理者必読の書。
- ◆ 50のケーススタディで基本をマスター ◆ 関連資料を巻末に収録

社団法人 **金融財政事情研究会** お申込先→書籍係 〒160-8520 東京都新宿区南元町 19
電話 (03) 3358-2891 (直通) FAX (03) 3358-0037

保を目的とした保証状の発状を
求める場合が多い。

なお、パナマ法では、手続的
要件として、Mortgageeは私的
売却の開始の二〇日以上前に、
船主および登記のある他の
Mortgageeに対して私的売却の
開始を通知する必要がある。

③ 任意売却

任意売却は、司法手続を経
ず、司法機関の関与なく船主が
対象船舶を任意に売却し、その
売却金をMortgageの被担保債
権に充当することをいう。任意
売却においても、Mortgagee
は、担保権を艇子にした影響力
を通して、売却の判断や条件の
決定に深く関与するが、私的売
却と異なり、最終的にはあくま
でも船主が自己の判断のもと、
売渡人となって対象船舶を売却
するものであり、国内のファイ
ナンスにおける担保不動産の任
意売却に相当するものである。

(注1) 条約としては、一九二六
年、一九六七年の「海上先取特権
および抵当権に関する規則の
統一のための国際条約」、一九九

三年の「海上先取特権および抵当
権に関する国際条約」があるが、
いずれも日本を始め、主要国が批
准していない。

(注2) 法例研究会「法例の見直し
に関する諸問題(2)」別冊NBL八
五号一七四頁〜一七五頁。

(注3) 手続法の準拠法に関し、山
田謙一『国際私法(新版)』一七
〇頁。

(注4) 不法行為の準拠法に関し、
法例研究会・前掲注2一〇頁〜二
二頁、二六頁。

(注5) また、例えば、パナマ法自
体が、英国法上の概念たるMort
gageによる担保船舶の占有取得・
運航や私的売却を認めるなど、英
国法は様々な側面で、便宜置籍国
の法に影響を与えている。

(注6) パナマが現在のような便宜
置籍の地位を得る過程で、英国の
金融機関がこのようなMortgageの
実行方法を許容するようパナマ政
府に積極的に働きかけた結果であ
るとされる(後述の私的売却につ
いても同様)。

(注7) パナマ共和国海商法一五二
七条。

(注8) パナマ共和国海商法一五二
七A条。

(注9) パナマ共和国海商法一〇九

〇条、一五〇八条。

(注10) Graeme Bowtle, Kevin
Patrick McGuinness, "The Law of
Ship Mortgages" Lloyd's Shipping
Law Library P152, P158.

(注11) Mortgageの実行が他の
Mortgageや先取特権に与える効果
については、Mortgageの効果とし
てパナマ法が適用される場合もあ
れば、担保実行の手続法や手続地
の公序の問題として船舶が現に所
在する地の法が適用される場合も
あると解される。

(注12) 参考として、過去におい
て、日本で競売された事例を紹介
すると、千葉地裁Ⅱパナマ船(鉦
油船)につき、競売期間が五カ月
間であり、手続費用四〇〇万円
を要した。東京地裁Ⅱイスラエル
船(冷凍船)につき、競売期間が
三カ月間であり、手続費用七八〇
〇万円を要した(これは冷凍パナ
ナの処理費用がかかったので多額
になった)。なお、途上国におい
ては、数年を要する場合もあると
される。

(注13) 物権の成立や効果にかかる
準拠法として所在地法を適用し、
とくに船舶については常時所在地
が変動することなどから、登録国
法を所在地法と捉えることによ

り、登録国により成立したMort
gageの効力を認める。法例研究
会・前掲注2一七〇頁。

(注14) Graeme Bowtle, Kevin
Patrick McGuinness, supra note
10, P240.

(注15) 南アフリカの判例として、
In Re Mangoro(1913 NLR 67)。

(注16) 日本においても、かつて、
民事執行法一八一条一項三号に定
める「担保権の登記のされている
登記簿の謄本」に関して、外国の
Mortgageの登記簿謄本がこの法定
文書に相当するかどうかについて
議論があった(浦野雄幸「最近の
船舶競売をめぐる諸問題(1)」N B
L三〇九号八頁)。

(注17) 英国Merchant Shipping
Act 1894 Section 35。

(注18) パナマ共和国海商法一五二
七条。

(注19) パナマ共和国海商法一五二
七条三項。

(注20) ただし、英国法において
は、当該Mortgageに優先する
Mortgageや先取特権のみ存続す
る。Graeme Bowtle, Kevin Patrick
McGuinness, supra note 10, P150.

(せの かつひき
／もりた じつとく)